

福井医療大学自己点検・評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第109条及び学校教育法施行令第40条の規定に準じ、且つ学校法人新田塚学園（以下「学園」という。）福井医療大学（以下「本学」という。）学則第3条の規定及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条の規定に基づき、学園及び本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、自ら点検及び評価を行い、併せて第三者による評価を実施する「自己点検・評価委員会」（以下「委員会」という。）について定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、原則として4年に1回、自己点検・評価を行うこととし、次の各号に定める職務を行う。ただし、第三者における評価は7年以内ごとに行うこととする。

- (1) 点検・評価項目および方法の設定ならびに変更
- (2) 自己点検及び自己評価の実施
- (3) 第三者評価実行委員会の設置と評価の実施
- (4) 自己点検・評価報告書の作成
- (5) 自己点検・評価結果の公表

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務部長または事務課長
- (4) 学部長及び研究科長
- (5) 学科長
- (6) 会議の委員長
- (7) リハビリテーション学科 教員 3名
- (8) 看護学科 教員 1名
- (9) 学長が指名した教職員等

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則2 この規程は、令和3年12月1日から施行する。